

II-3-[1] 子どもの遊び場の確保について

〔昭和 48 年 11 月 6 日 文社青第 136 号
各都道府県教育委員会教育長あて 社会教育局長通知〕

少年期における遊びが人間形成に大きな影響をもつことは、よく知られています。したがって、学校外生活において豊かに遊び場を提供するために、文部省では社会教育部門の事業として、市町村の校庭開放事業を奨励援助してきました。

最近の実情にかんがみ、この事業のいっそうの振興を図る必要を感じますので、小職の見解を下記のとおり述べます。管下の市町村の指導に当たって参考にしてください。

記

1. 趣旨

子どもの遊びは、その自主性、自発性、自治性にもとづき、子どもが集団生活を経験し、その中で自己主張と自己抑制の訓練をすることによって社会生活の基礎をつちかい、個性の伸長と社会性のかん養に役立つものであり、子どもの心身の成長の過程で欠くことのできないものであること。

校庭開放事業は、このような趣旨の下に運営されるべき事業であるが、併せて交通事故防止のような安全対策上の効果を持つものであること。

2. 学校の役割

(1) 学校当局者は、学校教育上支障がない限り校庭を子どもの遊び場として提供するように努めること(社会教育法第 44 条、学校教育法第 85 条参照)。

(2) 教育委員会が定める校庭開放の時間帯および場所においては、学校当局者は学校の施設、設備の管理責任を負わないものであることを認識し、学校管理について適当に責任を感じる従来の習慣を改めること。

3. 社会教育関係団体の役割

(1) PTA、子ども会育成会、青年団体等の社会教育関係団体は、教育委員会に協力し、集団的な遊びの指導、安全管理等の指導にあたる指導員を提供する等の業務を行うこと。

(2) 社会教育関係団体は、教育委員会の承認を受けた場合は、自らの事業として校庭開放事業を実施できるものであること(この場合においては、市町村の実施する校庭開放事業を対象としている現行の国庫補助制度との関連は生じない)。

4. 市町村教育委員会の役割

(1) 校庭開放事業の実施主体としての市町村教育委員会の事務局内の業務の組織を整備すること。

(2) 校庭開放事業は、社会教育部門において実施する事業であり、学校の校務の一部として遂行されるものではない趣旨を徹底させること。

(3) 中学校の校庭は青年および成人のスポーツの場としての開放が期待されるので、校庭開放事業は原則として小学校の校庭を利用して行うこと。

(4) 校庭開放事業の管理運営に必要な教育委員会規則を制定し、所要の組織を整え、業務実施の準則を備えること。

(5) 財団法人スポーツ安全協会等が実施する損害保険その他を利用して、危険負担に備えること。

5. 都道府県教育委員会の役割

- (1) 管下市町村, 学校教育, 社会教育関係者, マスコミ等に対し, 校庭開放事業の必要性を説き, その事業運営の細目について解説を行うこと。
- (2) 校庭開放事業にかかる国庫補助事務を処理するに当っては, たんに市町村の希望を国に伝達するだけの経由機関にとどまることなく, 管下の市町村の実情を大観して, 緊急性が高いと思われる市町村に対しては, 所要の勧奨をする等積極的な指導助言を行うこと。